

## ②「玉掛け技能講習」受講申込書

[申込先] 本部・支部 (高岡 魚津 砺波)

[学科講習日] 月 日～ 月 日

フリガナ 事業場名							
所在地	〒 ( - )						
担当者所属				氏名			
電話番号	- -			FAX番号	- -		
※	修了証記載項目 (正確に記入下さい)					科目免除	
	フリガナ 受講者氏名	性別	生年月日	現住所 (番地まで)		力学	合図
		男女	S H . .	〒 ( - )			
		男女	S H . .	〒 ( - )			
		男女	S H . .	〒 ( - )			
		男女	S H . .	〒 ( - )			
		男女	S H . .	〒 ( - )			
(一社) 富山県労働基準協会長 殿				平成 年 月 日			
事業場名							
申込責任者氏名							

・受講料 (全科目)	22,680 円×	人=	円
(合図免除)	21,600 円×	人=	円
(力学・合図免除)	18,360 円×	人=	円
・テキスト代	2,725 円×	冊=	円
合計	_____ 円		

※ 受付月日	年 月 日
テキスト	年 月 日
振込・現金	年 月 日

- 注1 科目免除: 「力学」「合図」等の科目免除の申請をする場合は「科目免除」の該当科目に○印をつけて下さい。  
 また「事業者証明書」を提出して下さい。詳細は「裏面」を参照願います。
- 2 学科講習日: 受講希望者多数の場合、受講日を変更していただく場合があります。
- 3 実技講習日: 実技日が2～3日に分けて実施される場合は事務局で受講日を決めさせていただきますので、ご了承ください。
- 4 申込先: 裏面に記載してあります。
- 5 記入箇所: 枠内に黒のボールペン等で記入漏れのないよう、楷書でお願いします。  
 尚、氏名は運転免許証記載の通り記入して下さい。(※は記入不要)
- 6 個人情報: 本申込書及び添付書類により得られた個人情報については、本講習以外に利用はいたしません。

裏面参照 (事業者証明、申込方法、提出書類等)

## ②「玉掛け技能講習」受講申込要領

### 1. 【申込みに必要な提出書類等】

- 科目免除を申請される場合は「事業者証明書」の提出が必要です。  
詳しくは、下記の「受講科目一部免除等の取扱い」を参照して下さい。

### 2. 【申込方法等】

- FAX申込み：受付期間中に「受講申込書」を作成して、申込先の本部・支部へFAXして下さい。
- 振込証明：申し込みから1週間以内に受講料・テキスト代をお振込みいただき【振込み証明】をFAXして下さい。振込手数料は、申込者側にてご負担下さい。
- 取 消：講習開始日の5日前までに取消しの場合に限り、受講料をお返しいたします。  
5日前が土日・祝日の場合は、FAXで御一報下さるようお願いいたします。
- 定 員：定員を超える申込みがあった場合、受講日の調整をさせていただきます。  
受講者が定員に満たない場合は、中止になることがあります。
- 会場案内：受講票送付時に「会場案内図」を同封いたしますので、お間違いのないようお願いいたします。

### 3. 【写真撮影】

- 修了証用の写真を講習期間中に撮影いたします。講習会の内容・会場によっては撮影時間が異なる場合があります。

### 4. 【本人確認書類の持参】

- 講習期間中に、本人確認をさせていただきますので免許証（運転免許証・国家資格免許証）、パスポート等の本人確認できる書類を持参して提示をお願いいたします。

### 5. 【受講申込先および振込先一覧表】

	名 称	所 在 地	電 話・FAX	振 込 先
申 込 先	本 部	〒930-0873 富山市金屋767-30	☎ 076-442-3966 FAX 076-442-3992	北陸銀行電気ビル支店 普 0519760 (一社) 富山県労働基準協会
	高岡支部	〒933-0913 高岡市本町2番1号 北翔ビル2F	☎ 0766-25-8866 FAX 0766-25-8867	北陸銀行高岡支店 普 4616680 (一社) 富山県労働基準協会高岡支部
	魚津支部	〒937-0802 魚津市下村木町3394-1	☎ 0765-22-4977 FAX 0765-22-4702	北陸銀行魚津駅前支店 普 1002450 (一社) 富山県労働基準協会魚津支部
	砺波支部	〒939-1332 砺波市永福町6-28 砺波商工会議所内3階	☎ 0763-33-7067 FAX 0763-33-7064	北陸銀行砺波支店 普 4350451 (一社) 富山県労働基準協会砺波支部

### 6. 【受講科目一部免除等の取扱い】

（受付時に科目免除の受講資格が確認できない場合  
免除の対象となりません。）

講習区分	受講資格（受講対象者）	免除科目	受講申請書類	講習時間	受講料
全科目講習	・一般受講者	・なし	・受講申込書	学科 13H 実技 9H	22,680
科目免除講習	・クレーン等運転関係の免許所持者 ・次の技能講習等を修了した者 ①小型移動式クレーン運転 ②床上操作式クレーン運転	・力学に関する知識（学科） ・合図（実技） *免除の方も含めて全員受講	・受講申込書 ・免許証又は修了証の写しに原本と相違ない旨の「事業者証明書」等	学科 10H 実技 9H	18,360
	・クレーン等の特別教育を修了し、当該教育対象のクレーン等の運転経験が6ヶ月以上の者等	・合図（実技） *免除の方も含めて全員受講	・受講申込書 ・特別教育修了証の写しに原本と相違ない旨の「事業者証明書」等 ・クレーン等の運転業務の実務経験についての「事業者証明書」等	学科 13H 実技 9H	21,600

注 「免許証」「修了証」の原本を基準協会へ持参の場合は、記載事項を確認のうえ基準協会にて証明することができます。

## ㊤ 免許証又は修了証の写しと相違ない旨の事業者証明書

本証は、原本と相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日

事業場名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

- 注1. 免許証・修了証の名称がわかるものであること。(表紙のみに免許証・修了証の名称が記載されている場合は、表紙と免許証・修了証とを一枚の用紙にして写しをとり証明のこと。)
2. 免許証・修了証は、交付者印、交付年月日、交付番号、修了者名等が明記されたものであること。
3. 免許証・修了証の一部を訂正したものは無効であること。(姓名変更による訂正等)
4. 免許証・修了証を貼付した用紙に事業者証明をした場合は割印を押印のこと。  
(本紙等に貼付の場合は、コピーを取りその用紙に証明のこと)
5. 事業者(社長・工場長等)証明は、事業者の記名押印または署名(自筆)をすること。
6. 本証明書より得られた個人情報については、本講習以外に利用いたしません。

(合図の免除)

## ㊦ クレーン等運転特別教育修了後の 実務経験証明書

クレーン等の 運転期間	クレーン等の種類 又は形式及び能力	クレーン 運転資格	具体的な作業内容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

クレーン等の運転の実務経験は、上記のとおり相違ありません。

申請者（受講者）氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記のとおりクレーン等の運転の実務についてを証明します。

平成 年 月 日

事業場名称 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

- 注1. クレーン等の運転期間は、特別教育修了後の運転期間を記入すること。(6か月以上)
2. クレーン等の種類又は形式とは、天井走行クレーン、ジブクレーン、橋型クレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン、デリック等をいう。
3. クレーン等の能力とは、つり上げ荷重をいう。
4. クレーン運転資格は、クレーン運転特別教育、移動式クレーン運転特別教育、デリック運転特別教育等をいう。
5. 具体的な作業内容は、建設工事の〇〇作業において〇〇クレーンの運転、製造工場の〇〇作業において〇〇クレーンの運転等をいう。
6. 申請者の押印は、記名押印または署名（自筆）をすること。
7. 事業者（社長・工場長等）証明は、事業者の記名押印または署名（自筆）をすること。
8. 本証明書より得られた個人情報については、本講習以外に利用いたしません。